

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第133回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和5年4月14日（金）15時37分～16時00分
Web審議による開催

第2 出席者

（1）委員（敬称略）

三友 仁志（部会長）、佐藤 治正（部会長代理）、西村 真由美、
藤井 威生、森 亮二

（以上5名）

（2）専門委員（敬称略）

関口 博正

（以上1名）

（3）総務省

竹村総合通信基盤局長、
柳迫事業政策課調査官、植松事業政策課市場評価企画官

（4）審議会事務局

坂平情報流通行政局総務課課長補佐

第3 議題

答申事項

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等について

【諮問第3162号】

開 会

○三友部会長　それでは、ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第133回を開催いたします。本日はウェブ審議を開催しておりまして、委員8名のうち5名が出席されており、定数を満たしております。

Web審議ですので、皆様、御発言の際には、マイク及びカメラをオンにして、お名前をおっしゃっていただいてから御発言をお願いいたします。

また、傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

それでは、お手元の議事に従いまして、議事を進めてまいります。本日の議題は、答申事項1件でございます。

議 題

答申事項

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等について

【諮問第3162号】

○三友部会長　諮問第3162号「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等について」審議をいたします。本件は、3月3日（金）開催の当部会におきまして、総務大臣からの諮問を受け、当部会において審議を行い、3月4日土曜日から4月3日月曜日までの間、意見招請を実施いたしました。その結果を踏まえまして、ユニバーサルサービス委員会において、調査・検討を行っていただきました。本日は、ユニバーサルサービス委員会の関口主査より、委員会での検討結果について、御報告をいただきます。それでは、お忙しいところ、ありがとうございます。関口主査、よろしく願いいたします。

○関口ユニバーサルサービス委員会主査　ユニバーサルサービス委員会主査を務めております関口でございます。

それでは、諮問第3162号「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等について」につきまして、ユニバーサルサービス委員会における調査・検討の結果を御

報告いたします。

資料133-1を御覧ください。本件は、情報通信審議会において、令和5年2月7日に取りまとめられた「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」の答申を踏まえ、電気通信事業法施行規則等の改正を行うものです。

本改正案につきましては、先ほど説明がございましたとおり、本年3月4日から4月3日までの間、総務省において意見募集が行われました。その結果、10者から意見の提出がございました。

これを受けて、4月11日に開催いたしましたユニバーサルサービス委員会において、提出された意見に対する考え方及び政省令等の改正案について検討を行い、当委員会としての考え方を整理いたしました。

当委員会といたしましては、資料下側の通し番号1ページにございます報告書の1に示しましたとおり、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方については、報告書の別紙1として、審議会への必要的諮問事項に係るものを資料下側の通し番号3ページから8ページに取りまとめております。また、報告書の2に示しましたとおり、改正案につきましては、報告書の別紙2のとおり、諮問された省令案等に法令上の修正を加えた上で制定することが適当と認められることを報告いたします。

報告書の詳細につきましては、引き続き、総務省から説明を頂戴することになりますので、よろしくお願いいたします。

○柳迫事業政策課調査官 「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等に対する意見及びその考え方（案）」について御説明いたします。

別紙1の通し番号3ページを御覧ください。本省令案等に対して提出された御意見のうち、審議会への必要的諮問事項に係るものでございます。意見提出者は全部で4者でございます。

4ページを御覧ください。まず、「第二号基礎的電気通信役務の範囲」でございます。

意見1として、ソフトバンク株式会社から、インターネットへ接続されない役務は第二号基礎的電気通信役務の対象外になるものと考えますとの御意見でございます。

考え方1を御覧ください。まず、基礎的電気通信役務は、電気通信事業法第7条において、「国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきもの」と定義されています。インターネットへの接続を行わない電気通信役務、具体的には専用役務や閉域網通信が該当しますが、これらは、その利用用途から国民に一般的

に利用される必要最低限で不可欠なものとは言い難いため、第二号基礎的電気通信役務に該当しないものと考えますとしてございます。なお書きで、電気通信事業報告規則では、インターネットへの接続点までの間の通信を媒介することを前提とする電気通信役務を各種「アクセスサービス」と規定しているところでございます。

次に、意見2を御覧ください。KDD I株式会社からの御意見でございます。不特定多数の利用者をカバーするワイヤレス固定ブロードバンドは、ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）に該当しないと理解しておりますとの御意見でございます。

考え方2を御覧ください。ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）は、固定通信サービス向けに専用の無線回線、例として地域BWAやローカル5Gの周波数を活用するものでございます。2つ目の段落の「そのため」以降では、ワイヤレス固定ブロードバンドのうち、無線設備において不特定多数の利用者をカバーするものは、固定通信サービス向けに専用の無線回線を用いて提供するものとは言えず、ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）に該当しないものと考えますとしてございます。このような考え方に基きまして、本改正案において、「電気通信事業者により当該無線設備と接続される屋内用ルータの数が制御されているものに限る。」と規定することで、無線設備において不特定多数の利用者をカバーする提供形態を除くこととしてございます。

次に、6ページを御覧ください。「第二種適格電気通信事業者の指定」でございます。

意見3としまして、東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社からの御意見でございます。第二種適格電気通信事業者の指定要件として公表することとされている第二号基礎的電気通信役務収支表に記載する収支データについて、会計監査人がその適正性を確認することができない数値については、会計監査人による監査の対象外とすべきとの御意見でございます。第二号基礎的電気通信役務収支表は別紙2の新旧対照表の50ページと51ページにございます。まず、第1表と第2表をそれぞれ分けて考える必要がありますが、第1表につきましては、第二号基礎的電気通信役務収支表のうち、採算地域、不採算地域を含む全体の収支でございます。この収支が赤字の場合、一般支援区域の交付金を交付する仕組みでございまして、この一般支援区域の交付金の上限額が第1表の第二号基礎的電気通信役務全体の収支の赤字額となっております。こちらは実会計に基づくものですので、会計監査人による監査の対象となり得ます。

他方で、第2表は、第二種適格電気通信事業者の全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に要すると見込まれる費用と収益の額を記載することになっ

てございます。支援区域は町字単位で指定されることになりまして、指定された町字単位の全てのエリアを足し合わせたものが全ての担当支援区域となります。そうしますと、町字単位の担当支援区域の実際の会計データで収支を計算するのは、事業者にとってはなかなか負担が大きいこともございますので、第2表では、第二号基礎的電気通信役務の提供に要すると見込まれる費用と収益の額を書くことになっております。特別支援区域における第二種交付金は、こうした全ての担当支援区域における赤字と見込まれる額の一部に充てることとなります。第2表で全ての担当支援区域において見込まれる費用と収益の額を実際にどのように算定するかは、考え方3の2つ目の段落で、総務省において、今後交付金算定の詳細について検討する際に検討を行うことが必要と考えますと書いてございます。そういったことから、3つ目の段落にございますように、会計監査人による監査の対象外とすべきかについては、検討結果を踏まえて判断することが適当と考えますとしてございます。

次に、7ページを御覧ください。意見4としまして、KDDI株式会社からの御意見でございます。特別支援区域整備・役務提供計画書は、容易に撤回・変更されることがないように、撤回・変更の際にはその理由を示すことにより透明性を確保することが必要との御意見でございます。

特別支援区域の整備・役務提供計画書は、別紙2の新旧対照表の39ページにございまして、具体的な条文は改正電気通信事業法施行規則第40条の4の5第1項第5号の口でございます。第二種適格電気通信事業者の指定の要件として当該計画書の策定を求めている背景としましては、特別支援区域は、副次的な目的として、未整備地域の解消と公設設備の民設移行の促進がございまして、こうした副次的な目的の進捗を把握して、第二種適格電気通信事業者に対する第二種交付金の支援要件の一つである特別支援区域における回線設備の規模は、今後の整備状況に応じて段階的に引き上げることを検討していく必要がございまして、そのため、第二種適格電気通信事業者の指定の要件としまして、特別支援区域における回線設備の整備及び第二号基礎的電気通信役務の提供の確保に関する計画の策定・公表を求めるものでございます。条文上は、こうした計画書につきましては、「特別支援区域整備・役務提供計画書」と略称を置いてございます。

こちらにつきましては、考え方4を御覧ください。この計画書の信頼性や対象となっている地域の自治体及び住民等の予測可能性を確保する観点から、策定された計画書が容易に撤回・変更されることがないように、第二種適格電気通信事業者においては、計

画書の撤回・変更の際にはその理由を示すことによって透明性を確保することが適当と考えますとしてございます。

次に、8ページを御覧ください。「第二種負担金の算定単位」でございます。意見5としまして、ソフトバンク株式会社からの御意見でございます。御意見の趣旨としましては、インターネットに接続しない役務については、第二種負担金の算定単位から除かれるべきというものでございます。

こちらにつきましては、考え方5を御覧いただければと思います。インターネットへの接続を行わない電気通信役務、具体的には専用役務や閉域網通信が該当しますけれど、こうしたものが独立したネットワークにおいて特定の通信先との間でのみ通信を行い、その用途が限定的であり、インターネットを介したウェブ会議等には使用されないことから、こうした役務を提供する事業者は、第二号基礎的電気通信役務の提供を確保することにより受益することが想定されないため、第二種負担金の算定の対象としないことが適当と考えますとしてございます。そのため、ソフトバンク株式会社からの御意見の中で、例えばローカル5Gサービスと記載がございますが、こういったサービスや自営用通信のようにインターネットに接続を行わない役務の場合は第二種負担金の算定の対象となる回線数からは外れることとなります。

なお、ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）については、インターネットへの接続が想定されますので、その場合は第二種負担金の算定の対象となる回線数に含まれることとなります。

次の9ページ以降は、参考と書いてございまして、こちらは審議会への必要的諮問事項以外の事項に係る御意見として、全部で9者から御意見がございました。こちらにつきましては、諮問事項以外でございまして、考え方につきましては、審議会の考え方ではなく、総務省の考え方を記載しているところでございます。こちらは御参考ということでございます。

以上が全体の説明でございます。よろしく申し上げます。

○三友部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、御意見あるいは御質問がございましたら、チャット機能にてお知らせください。

それでは、佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤部会長代理 ありがとうございます。

コメントと質問になります。コメントとしては、ブロードバンドは仕事にも生活にもその必要性、重要性は増しているので、今回、ブロードバンドのユニバーサルサービス交付金が制度化されたことは高く評価したいと思っています。まずは、今回整備された制度が実際どのように活用されていくか、しばらく注視していく必要があるとも思っていて、ルーラルであればアクセスが整備されるだけではなくて、実際にサービスが提供されて、利活用で住民の方々がきちんと便益を得るような形が求められているのだと思いますので、ブロードバンドのアクセス提供だけでなく、ブロードバンドを使った付加価値の高いサービス、ユーザービリティの高いサービスが提供されているかとか、デジタルディバイドは解消されているかということについても、できれば総務省で状況の改善を見ていってほしい、注視していただきたいと思います。

シンプルな質問ですけど、事業者から収支データを取る等、赤字や何かの状況も見られるようになると思うのですが、ローカルの事業者、例えばCATVであれば音声の伝送から映像伝送、さらにブロードバンドと複数のサービスを提供されていると思うのですが、それはブロードバンドだけのコストを案分し切り出して各事業者にデータ提供をお願いします、そういう作業だと理解でよろしいですか。

○三友部会長 総務省、よろしく願いいたします。

○柳迫事業政策課調査官 佐藤部会長代理、御意見、御質問ありがとうございました。

第二号基礎的電気通信役務の収支状況を公表していることが、第二種適格電気通信事業者の指定の要件になってございます。例えば、お話にございましたCATV事業者などのローカルな事業者が仮に第二種適格電気通信事業者の指定の申請をする場合には、別紙2の50ページ、51ページにございますような第二号基礎的電気通信役務収支表を作成して、公表する必要がございます。このときに、CATV事業者ですと音声、データ、映像の役務を提供しており、また、今回のブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービスの範囲がFTTH、CATV（HFC方式）、ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）の3つでございますので、こうした役務の収支データが必要になります。そのときに、音声や映像は今回の第二号基礎的電気通信役務ではございませんので、収支表を作成する際には、適切な配賦基準によって案分したデータを用いて収支表を作成していただく必要がございます。

以上でございます。

○佐藤部会長代理 ありがとうございます。案分したデータが必要であることと、あと、

案分したブロードバンド以外のものも合わせて提出することよろしいのでしょうか。映像や音声も含めて案分して、それぞれ全体を提出する、ブロードバンドだけではないとの理解でよろしいでしょうか。

○柳迫事業政策課調査官 第二号基礎的電気通信役務収支表の作成に必要なデータになりますので、案分した結果、第二号基礎的電気通信役務ではない音声や映像の役務に係るデータは必要ございません。

○佐藤部会長代理 理解できました。どうもありがとうございました。

○三友部会長 どうもありがとうございました。関口主査から補足があるとのことで、お願いいたします。

○関口ユニバーサルサービス委員会主査 今、佐藤部会長代理からの御質問と、それから、総務省からの御回答は正確な情報ですけれども、それに加えて1点だけ補足したいと思っています。

実は、NTT東日本・西日本の光サービスについては映像が含まれておりました。ここは分計をしていなかったのですが、ケーブルテレビ連盟からのお申し越しで、ここを分計するとおっしゃっていて、平仄を取ることから、今後、NTT東日本・西日本の光サービスにつきましても分計をお願いすることになりますので、1点だけ、補足情報として御提供申し上げます。

以上でございます。

○三友部会長 どうもありがとうございました。そのほか、委員の皆様から、御質問あるいは御意見はございますでしょうか。

よろしいですか。それでは、特に御意見がないようでございますので、諮問第3162号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三友部会長 ありがとうございます。それでは、案のとおり答申することといたします。

○三友部会長 以上で本日の審議は終了いたしました。この機会に、委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいですか。

事務局からお願いします。

○坂平情報流通行政局総務課課長補佐 事務局でございます。次回の電気通信事業部会

は、別途、御連絡を差し上げますので、その際には、皆様方、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○三友部会長　ありがとうございます。それでは、以上をもちまして本日の会議を終了いたします。お忙しいところ、どうもありがとうございました。

閉　　会